

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月27日
【中間会計期間】	第15期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
【会社名】	株式会社ガーラ
【英訳名】	GALA INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 廣 末 紀 之
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷3丁目12番22号
【電話番号】	03(5778)0321 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務統括部長 藤 田 公 司
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷3丁目12番22号
【電話番号】	03(5778)0321 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務統括部長 藤 田 公 司
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第13期中	第14期中	第15期中	第13期	第14期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (千円)	245,761	493,879	1,439,530	599,097	1,682,991
経常損失 (千円)	46,401	216,932	29,445	127,768	192,208
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失(△) (千円)	115,929	△212,574	△152,431	71,690	△299,351
純資産額 (千円)	937,804	1,730,507	1,827,513	1,519,978	1,880,843
総資産額 (千円)	1,025,011	1,969,310	2,716,988	2,111,526	2,588,436
1株当たり純資産額 (円)	86,045.00	26,732.88	23,411.45	25,360.03	25,739.60
1株当たり中間(当期) 純利益又は中間(当期) 純損失(△) (円)	10,860.88	△3,381.04	△2,357.96	1,320.62	△4,736.92
潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益 (円)	10,428.09	—	—	1,250.59	—
自己資本比率 (%)	91.5	85.6	55.9	72.0	64.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	83,754	△97,129	253,579	55,164	200,248
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	164,532	△460,313	△568,499	△203,503	△845,903
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	146,079	△658	10,077	1,209,960	△90,139
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	752,247	861,295	375,001	1,419,676	687,189
従業員数 (他、平均臨時雇用者数) (名)	31 (6)	87 (8)	274 (13)	61 (7)	214 (31)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第14期中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）、第14期連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）及び第15期中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益は、1株当たり中間（当期）純損失が計上されているため記載しておりません。

3 純資産額の算定にあたり、第14期中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針8号）を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第13期中	第14期中	第15期中	第13期	第14期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (千円)	223,705	224,305	357,830	455,780	567,943
経常損失 (千円)	14,967	101,230	183,749	57,469	238,815
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失(△) (千円)	147,403	△108,833	△228,167	86,475	△300,372
資本金 (千円)	690,436	1,200,009	1,243,796	1,010,751	1,229,959
発行済株式総数 (株)	10,899	62,997.3	64,857.3	59,937.3	64,422.3
純資産額 (千円)	989,299	1,842,350	1,604,732	1,553,588	1,757,607
総資産額 (千円)	1,064,160	1,979,615	1,864,208	2,018,278	1,922,051
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	93.0	91.9	79.7	77.0	87.7
従業員数 (他、平均臨時雇用者数) (名)	19 (6)	20 (6)	32 (5)	19 (6)	26 (7)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純損益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

3 純資産額の算定にあたり、第14期中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針8号)を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、連結子会社1社（㈱ガーラモバイル）が増加いたしました。新規連結子会社の概要は以下のとおりです。

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有（被所有）割合		関係内容
				所有割合（%）	被所有割合（%）	
(連結子会社) ㈱ガーラモバイル	東京都渋谷区	千円 50,000	モバイル関連事業	100	—	当社が業務管理を受託しております。 役員の兼任3名

(注) 平成19年12月3日付で、データマイニング事業部門を会社分割し、㈱ガーラバズを設立し、連結子会社といたしました。なお、当該連結子会社の概要は以下のとおりであります。

商号 : 株式会社ガーラバズ
事業内容 : データマイニング事業
資本金 : 10,000千円
持分比率 : 100%

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成19年9月30日現在

部門の名称	従業員数(名)
オンラインゲーム事業部門	227 (9)
データマイニング事業部門	6 (1)
コミュニティ・ソリューション事業部門	11 (2)
管理部門(全社共通)	30 (1)
合計	274 (13)

(注) 1 従業員数は、就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当中間連結会計期間の平均雇用人員であります。

3 従業員数が当中間連結会計期間において60名増加しておりますが、主としてオンラインゲーム事業拡大にともなう連結子会社GALA-NET, INC.、GALA NETWORKS EUROPE LTD.、AEONSOFT, INC.の人員増によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在の従業員数は、32名であり、このほか臨時従業員の当中間会計期間における平均雇用人員は、5名であります。

なお、従業員数は就業人員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるインターネット業界におきましては、ブロードバンドの普及を背景に、世界規模で、個人の生活にインターネットが浸透し、オンラインゲームの利用者数、ブログやSNSなどを利用した個人からの情報発信などが、増加し続けております。

当社グループにおきましては、「世界No. 1のグローバル・オンライン・コミュニティ・カンパニー」を目指し、オンラインゲームを主体に、インターネットにおけるコミュニティ関連サービスを提供してまいりました。

当社グループの当中間連結会計期間における業績の概要は以下のとおりであります。

当中間連結会計期間の連結売上高は、1,439,530千円（前年同期比 191.5%増）と当社グループにおけるグループ企業拡大や事業拡大により、売上高は大幅に増加いたしました。

一方で、グループ会社の規模増大に伴い管理コストも増加したことなどから連結営業損失は、1,769千円、連結経常損失は29,445千円、連結中間純損失は152,431千円となり、損失が縮小する結果となりました。

各事業部門における業績は次のとおりであります。

①オンラインゲーム事業部門

当社及び在外連結子会社で行っておりますオンラインゲーム事業部門は、米国連結子会社GALANET, INC.において、主要なMMORPGオンラインゲーム「Flyff online」（フリフ）、「RAPPELZ」（ラペルズ）のサービスによる収益が堅調に推移し、また、レーシングゲーム「Upshift Strike Racer」（アップシフト・ストライク・レーサー）を開始するなど既存提供ゲームのバージョンアップや提供ゲームの増加などにより、ゲームポータルサイト「gPotato」（ジーポテト）の会員数が順調に増加し、売上高が堅調に推移いたしました。

また、前連結会計年度において、欧州・アイルランドに設立した連結子会社GALA NETWORKS EUROPE LTD.のゲームポータルサイト「gPotato」におきましても、「Flyff online」のドイツ語版サービスがサービス開始後の早い段階で収益を伸ばいたしました。

一方、オンラインゲームが過当競争の業界である日本では、当社のゲームポータルサイト「Gポテト」で「RAPPELZ」を提供しており、堅調に事業を進めることができました。また、当中間連結会計期間末には、連結子会社㈱ガーラモバイルがモバイル（携帯電話）向けレーシングゲーム「パタタ★グランプリ」をauの公式サイト「ポテMO」（ポテモ）でサービスを開始するなど、モバイルオンラインゲーム事業へも本格的に進出いたしました。

さらに、日本以上にオンラインゲームの競争の激しい韓国におきまして、韓国連結子会社AEONSOFT, INC.では「Flyff online」の世界各国のパブリッシャーへの展開や韓国での売上増加など順調な業績で推移し、連結子会社NFLAVOR CORP.では「RAPPELZ」の世界各国のパブリッシャーへの展開によって売上が増加するなど、当社グループ並びに提携パートナー企業におけるオンラインゲーム提供体制の拡大を進めて、収益拡大を目指し、グローバルなオンラインゲーム提供ネットワークの構築が順調に進んでまいりました。それにともないオンラインゲームによる収益が大幅に増加し、当中間連結会計期間の当該事業部門の連結売上高は、1,159,145千円（前年同期比416.1%増）となりました。

②データマイニング事業部門

インターネット上のリスク情報を収集し報告するリスクモニタリングサービス「e-マイニング」においては、当中間連結会計期間におきましても提供クライアント数が堅調に推移したことから、売上高も

堅調に増加いたしました。一方で、インターネット上の口コミを収集し分析する「電通バズリサーチ」は、前連結会計年度末にサービス開始した「電通バズリサーチVer. 2.0」が微増となり、当中間連結会計期間の当該事業部門の連結売上高は、184,879千円（前年同期比12.2%増）となりました。

③コミュニティ・ソリューション事業部門

連結子会社(株)ガーラウェブとの業務効率化を進め、大企業向けのオンライン・コミュニティASPサービスや、サイト運営・構築業務を行う当該事業部門の連結売上高は、95,504千円（前年同期比8.6%減）となりました。

各事業部門の売上高及び構成比は次のとおりであります。

区分	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
オンラインゲーム事業部門	224,603	45.5	1,159,145	80.5
データマイニング事業部門	164,833	33.4	184,879	12.9
コミュニティ・ソリューション事業部門	104,442	21.1	95,504	6.6
合計	493,879	100.0	1,439,530	100.0

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

各所在地セグメントの業績の概況は以下のとおりであります。

① 日本

オンラインゲーム事業が立ち上がりから順調に推移し、データマイニング事業も堅調に推移したことから、売上高459,705千円（前年同期比70.7%増）と大幅に増加いたしました。営業損失は連結子会社の管理費用等が増加したことなどから179,611千円（前中間連結会計期間の営業損失は91,885千円）と拡大いたしました。

② 米国

当中間連結会計期間中に新規オンラインゲームのサービス開始が少なかったものの、既存オンラインゲームが順調に売上増となり、売上高は587,702千円（前年同期比286.7%増）、営業利益は53,844千円（前中間連結会計期間の営業損失は18,123千円）と大幅に増加いたしました。

③ アイルランド

前連結会計年度下半期に設立したアイルランドでは、オンラインゲーム事業が立ち上がりから順調に推移し、ドイツ語版オンラインゲームサービス拡大により、売上高は98,008千円、営業損失は9,076千円となりました。

④ 韓国

連結子会社の増加や、米国やアイルランドのオンラインゲームの伸張にともない、韓国でのオンラインゲーム開発会社のロイヤリティ収入も増加し、売上高は340,843千円（前年同期比390.9%増）、営業利益は124,650千円（前中間連結会計期間の営業損失は24,273千円）と大幅に増加いたしました。

(2) キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末と比較して312,188千円減少し、375,001千円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純損失の計上が71,472千円となったもの

の、減価償却費 122,557千円、株式報酬費用 47,941千円、のれん償却額 45,413千円があり、売上債権の増加額 14,733千円あったものの資金の増加が 253,579千円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、無形固定資産の取得による支出 359,650千円、貸付による支出 120,578千円、有形固定資産の取得による支出69,307千円等の結果、資金の減少が568,499千円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の増加額 59,158千円、新株発行による収入 27,674千円があったものの、長期借入金の返済による支出 71,640千円により、資金の増加が 10,077千円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)の受注実績については、当社は受注生産を行っていないため、受注状況の記載はしていません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)の販売実績を各事業部門ごとに示すと、下記の結果になります。

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
オンラインゲーム事業部門	1,159,145	416.1
データマイニング事業部門	184,879	12.2
コミュニティ・ソリューション事業部門	95,504	△8.6
合計	1,439,530	191.5

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、「グローバル・オンライン・コミュニティ・カンパニー」として、コミュニティ関連事業をビジネスの中核に据えて早期の収益基盤確立を目指し、数々の施策に取り組んでまいりましたが、当中間連結会計期間におきましても重要な営業損失及び経常損失を計上しております。

当社グループは、これらの収益獲得基盤の整備にあたり、以下の課題を認識しており、下半期以降につきましても積極的に対処していく所存であります。

①国内事業の再構築

当社グループは、収益構造の確保と経営効率改善のため、前中間連結会計年度において、既存の国内事業に関する再構築を開始いたしました。

その結果、オンラインゲーム事業部門では、モバイルコンテンツのサービスに向けて㈱ガーラモバイルを設立し、事業開始に向けて注力してまいりました。

また、データマイニング事業部門は、堅調に業績が推移しておりますが、さらなる効率化と事業強化を目指し、簡易分割により下半期に㈱ガーラバズを設立いたしました。

なお、コミュニティ・ソリューション事業部門につきましては、当中間連結会計期間において、㈱ガーラウェブへの業務移管に取り組みました。

今後は、各事業部門がより協力を事業を推進する必要性を強く認識しております。

②オンラインゲーム事業部門のグローバル展開

当中間連結会計期間においては、米国子会社GALA-NET, INC.における英語版オンラインゲームの提供に加え、欧州連結子会社GALA NETWORKS EUROPE LTD.においては、ドイツ語版のオンラインゲームが好調な立ち上がりを見せ、また、フランス語版オンラインゲームの提供を開始いたしました。今後は他のタイトルの欧州言語版のラインナップ化を目指します。また、アジアにおいては、韓国子会社の保有するオンラインゲームのライセンス提供が進んでおります。現地パートナーとの強力な提携により早期商業化に注力していく予定であります。

③内部統制の整備

当社グループとして、内部統制システムの整備は、重要な対処すべき課題と認識しております。財務情報の精度並びに正確性確保を目的に、在外連結子会社を含めた経理体制の整備、適切な業務プロセスの再構築に取り組んでいく予定であります。

④グループ組織再編

当社グループとして、グループ会社の増加にともなう管理体制の整備は、重要な対処すべき課題と認識しております。

現在、当社が事業持株会社として本部機能を有しており、当社の事業がコスト負担している状況にあります。今後、グループの管理体制作りに取り組んでいく予定であります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更ならびに重要な設備計画の完了はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	185,820
計	185,820

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	64,857.3	66,857.3	大阪証券取引所 ニッポン・ニュー・ マーケット 「ヘラクレス」	—
計	64,857.3	66,857.3	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

株主総会の特別決議(平成15年6月26日) (平成15年8月20日発行の新株予約権)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	45 (注) 1、2	13 (注) 1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	225 (注) 1、2	65 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり27,186 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成20年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 27,186 資本組入額 13,593	同左
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部行使はできないものとする。 (2)この他、権利行使の条件は平成15年6月26日の定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数並びに新株予約権の目的となる株式の数については、特別決議における新株発行数から既に権利者による権利放棄の申し出があった株式の数を減じた数となっております。

- 2 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は5株とする。
ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 3 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 4 新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額は、平成17年8月19日開催の取締役会決議に基づき株式分割(平成17年11月18日付で当社普通株式1株を5株に分割)したことに伴い調整しております。

② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権

株主総会の特別決議(平成18年6月27日) (平成18年7月19日発行の新株予約権)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	5,810(注)1、2	5,610(注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,810(注)1、2	5,610(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり102,547(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年6月27日 至平成25年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 102,547 資本組入額 51,274	同左
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部行使はできないものとする。 (2)この他、権利行使の条件は平成18年6月27日の定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 新株予約権の数並びに新株予約権の目的となる株式の数については、特別決議における新株発行数から既に権利者による権利放棄の申し出があった株式の数を減じた数となっております。

- 2 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。
ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 3 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売り渡しを除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点

において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記4 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

5 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

③ 会社法に基づき発行した新株予約権

株主総会の特別決議(平成18年6月27日) (平成18年7月19日発行の新株予約権)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	381(注)1、2	381(注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	381(注)1、2	381(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり102,547(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年6月27日 至平成25年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 102,547 資本組入額 51,274	同左
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部行使はできないものとする。 (2)この他、権利行使の条件は平成18年6月27日の定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 新株予約権の数並びに新株予約権の目的となる株式の数については、特別決議における新株発行数から既に権利者による権利放棄の申し出があった株式の数を減じた数となっております。

2 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。
ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売り渡しを除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点

において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記4 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

5 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 会社法に基づき発行した新株予約権

株主総会の特別決議(平成19年6月23日) (平成19年8月31日発行の新株予約権)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	80(注)1、2	80(注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80(注)1、2	80(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり114,650(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年9月1日 至平成23年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 114,650 資本組入額 57,325	同左
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部行使はできないものとする。 (2)この他、権利行使の条件は平成19年6月23日の定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 新株予約権の数並びに新株予約権の目的となる株式の数については、特別決議における新株発行数から既に権利者による権利放棄の申し出があった株式の数を減じた数となっております。

2 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。
ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売り渡しを除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記4 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

5 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

⑤ 会社法に基づき発行した新株予約権

株主総会の特別決議(平成19年6月23日) (平成19年8月31日発行の新株予約権)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	284(注)1、2	284(注)1、2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	284(注)1、2	284(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり114,650(注)3	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年9月1日 至平成23年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 114,650 資本組入額 57,325	同左
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部行使はできないものとする。 (2)この他、権利行使の条件は平成19年6月23日の定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 新株予約権の数並びに新株予約権の目的となる株式の数については、特別決議における新株発行数から既に権利者による権利放棄の申し出があった株式の数を減じた数となっております。

2 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。
ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売り渡しを除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点

において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

下記4 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

5 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

⑥ 会社法に基づき発行した新株予約権

(平成19年10月15日発行の新株予約権)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	20,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	20,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	当初1株当たり57,640 (注)2、5
新株予約権の行使期間	—	自平成19年10月16日 至平成21年10月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	行使価額の2分の1を資本金 とし、計算の結果1円未満の 端数が生じたときは、これを 切り上げる。(注)5
新株予約権の行使の条件	—	コミットメント・ライン契約 に基づき、当社はメリルリン チ日本証券株式会社に対して 行使すべき新株予約権の個数 を指定した上で、当新株予約 権の行使要請をする事ができ 、メリルリンチ日本証券株 式会社は行使要請期間内に、 行使要請により指定された個 数の新株予約権を行使する。
新株予約権の譲渡に関する事項	—	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	—	(注)4

(注)1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は次の算式により調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- 2 当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売り渡しを除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

- 3 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
下記4 新株予約権の取得条項に準じて決定する。

4 新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、(i)本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、(ii)本新株予約権証券が発行されている場合には、会社法第273条、第274条及び第293条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり435円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、(i)本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第273条の規定に従って通知をし、(ii)本新株予約権証券が発行されている場合には、会社法第273条、第274条及び第293条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり435円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

5 新株予約権の行使価額の修正

本新株予約権の各行使請求の効力発生日の前日まで(当日を含む。)の3連続取引日(但し、終値のない日は除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。本新株予約権のいずれかの行使にあたって価額修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日 (注)	435	64,857.3	13,837	1,243,796	13,837	664,757

- (注) 1 平成19年4月1日から平成19年9月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が 435株、資本金が13,837千円、資本準備金が 13,837千円増加しております。
2 平成19年10月15日に、メリルリンチ日本証券㈱への第三者割当増資により、発行済株式総数が2,000株、資本金が47,160千円、資本準備金が47,160千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
菊川 暁	東京都港区	29,058	44.80
宗教法人 宗三寺	神奈川県川崎市川崎区砂子1-4-3	2,219	3.42
川手 広樹	東京都江東区	1,555	2.39
高田 隆右	静岡県静岡市葵区	1,400	2.15
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (常任代理人㈱三菱UFJ銀行決済 事業部)	PETERBOUGH COUT 133 F LEET STREET LONDON FC4A 2BB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	1,275	1.96
菊川 匡	東京都世田谷区	1,200	1.85
株式会社電通	東京都港区東新橋1-8-1	785	1.21
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2-4-6	652	1.00
岡野 健二	茨城県守谷市	535	0.82
村本 理恵子	東京都世田谷区	525	0.80
計	—	39,204	60.40

- (注) 前事業年度末現在主要株主であったGOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券
㈱) 及び田中最代治氏は、当中間期末では主要株主ではなくなり、BNYFOR GCM CLIENT ACCOUNTS (常任代理人
㈱三菱UFJ銀行決済事業部) 及び岡野健二氏並びに村本理恵子氏が新たに主要株主となりました。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 64,856	64,856	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
端株	普通株式 0.3	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	64,857.3	—	—
総株主の議決権	—	64,856	—

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ガーラ	東京都渋谷区渋谷3-12-22	1	—	1	0.00
計	—	1	—	1	0.00

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	130,000	122,000	126,000	118,000	121,000	72,500
最低(円)	103,000	84,000	95,000	98,700	63,200	46,600

(注) 最高、最低株価は、大阪証券取引所(ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」)におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、以下のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	—	村本 理恵子	平成19年11月28日

(2) 役員の異動

新役職名	旧役職名	役員の氏名	異動年月日
取締役財務統括部長	取締役管理統括本部長	藤田 公司	平成19年10月1日

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		845,214		248,743		642,678	
2 受取手形及び売掛金		104,387		221,793		203,481	
3 預け金		54,744		126,366		89,336	
4 短期貸付金		151,083		120,510		—	
5 その他	※2	12,739		79,523		27,441	
貸倒引当金		△4,951		△1,956		△1,903	
流動資産合計		1,163,218	59.1	794,982	29.3	961,034	37.1
II 固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 工具器具備品	※1	96,486		171,186		137,617	
(2) その他		8,789		22,215		27,771	
有形固定資産合計		105,276	5.3	193,401	7.1	165,389	6.4
2 無形固定資産							
(1) のれん		153,906		479,586		505,337	
(2) ソフトウェア		101,729		974,889		669,945	
(3) 権利金		74,117		85,839		100,191	
(4) その他		11,843		3,753		3,986	
無形固定資産合計		341,596	17.4	1,544,069	56.8	1,279,460	49.4
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		298,969		39,641		73,855	
(2) 敷金及び保証金		45,360		82,927		66,430	
(3) その他		14,890		61,966		42,264	
投資その他の資産合計		359,219	18.2	184,534	6.8	182,551	7.1
固定資産合計		806,092	40.9	1,922,006	70.7	1,627,401	62.9
資産合計		1,969,310	100.0	2,716,988	100.0	2,588,436	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1 買掛金		27,052		69,818		38,057		
2 短期借入金		—		219,760		219,585		
3 1年以内返済予定 長期借入金		13,784		8,678		13,874		
4 未払金		103,129		183,865		217,002		
5 未払法人税等		2,552		42,000		6,212		
6 決済キャンセル引当金		—		4,815		6,350		
7 賞与引当金		13,540		18,295		29,270		
8 その他	※2	37,076		229,498		126,792		
流動負債合計		197,136	10.0	776,733	28.6	657,144	25.4	
II 固定負債								
1 長期借入金		27,549		13,885		20,811		
2 繰延税金負債		596		—		162		
3 退職給付引当金		7,231		34,663		24,508		
4 役員退職慰労引当金		6,289		14,683		4,966		
5 その他		—		49,508		—		
固定負債合計		41,667	2.1	112,740	4.1	50,448	1.9	
負債合計		238,803	12.1	889,474	32.7	707,592	27.3	
(純資産の部)								
I 株主資本								
1 資本金		1,200,009		1,243,796		1,229,959		
2 資本剰余金		620,970		664,757		650,920		
3 利益剰余金		△142,048		△381,256		△228,825		
4 自己株式		△188		△188		△188		
株主資本合計		1,678,742	85.3	1,527,108	56.2	1,651,865	63.8	
II 評価・換算差額等								
1 その他有価証券 評価差額金		869		△87		236		
2 為替換算調整勘定		4,452		△8,647		6,069		
評価・換算差額等 合計		5,321	0.3	△8,735	△0.3	6,305	0.2	
III 新株予約権		23,764	1.2	127,170	4.7	81,537	3.2	
IV 少数株主持分		22,678	1.1	181,970	6.7	141,134	5.5	
純資産合計		1,730,507	87.9	1,827,513	67.3	1,880,843	72.7	
負債純資産合計		1,969,310	100.0	2,716,988	100.0	2,588,436	100.0	

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
I 売上高			493,879	100.0		1,439,530	100.0		1,682,991	100.0
II 売上原価			165,402	33.5		295,488	20.5		416,592	24.8
売上総利益			328,476	66.5		1,144,041	79.5		1,266,399	75.2
III 販売費及び一般管理費	※1		463,215	93.8		1,145,810	79.6		1,363,685	81.0
営業損失			134,739	△27.3		1,769	△0.1		97,286	△5.8
IV 営業外収益										
1 受取利息		1,214			3,906			3,604		
2 雑収入		642	1,856	0.4	896	4,802	0.3	921	4,526	0.3
V 営業外費用										
1 支払利息		705			11,520			6,327		
2 株式交付費		4,174			5,115			4,898		
3 為替差損		2,639			3,522			3,444		
4 子会社設立費用		5,126			11,804			13,182		
5 持分法による投資損失		63,521			—			63,571		
6 子会社株式取得費用		6,803			—			7,698		
7 雑損失		1,079	84,049	17.0	515	32,478	2.3	324	99,448	5.9
経常損失			216,932	△43.9		29,445	△2.1		192,208	△11.4
VI 特別利益										
1 投資有価証券売却益		1,480			—			1,480		
2 固定資産売却益		—			—			932		
3 契約解除益		—			—			5,848		
4 前期損益修正益		—	1,480	0.3	11,375	11,375	0.8	—	8,261	0.4
VII 特別損失										
1 固定資産除却損	※2	7,685			32			14,015		
2 投資有価証券評価損		—			33,669			7,203		
3 減損損失		—			—			41,500		
4 契約解除損失		—			—			50,652		
5 固定資産売却損	※3	—			279			—		
6 前期損益修正損		—			7,733			—		
7 その他		—	7,685	1.6	—	41,714	2.9	5,410	118,782	7.0
税金等調整前中間(当期)純損失			223,137	△45.2		59,784	△4.2		302,729	△18.0
法人税、住民税及び事業税		717			81,225			78,258		
法人税等調整額		—	717	0.1	△22,221	59,004	4.1	△40,702	37,556	2.2
少数株主利益又は 少数株主損失(△)			△11,280	△2.3		33,643	2.3		△40,934	△2.4
中間(当期)純損失			212,574	△43.0		152,431	△10.6		299,351	△17.8

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(千円)	1,010,751	431,712	70,526	188	1,512,801
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	189,258	189,258			378,516
中間純損失			212,574		212,574
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	189,258	189,258	212,574		165,941
平成18年9月30日残高(千円)	1,200,009	620,970	142,048	188	1,678,742

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日残高(千円)	5,553	1,623	7,177	-	32,829	1,552,808
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行						378,516
中間純損失						212,574
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	4,684	2,828	1,856	23,764	10,151	11,757
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	4,684	2,828	1,856	23,764	10,151	177,699
平成18年9月30日残高(千円)	869	4,452	5,321	23,764	22,678	1,730,507

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(千円)	1,229,959	650,920	228,825	188	1,651,865
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	13,837	13,837			27,674
中間純損失			152,431		152,431
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	13,837	13,837	152,431		124,757
平成19年9月30日残高(千円)	1,243,796	664,757	381,256	188	1,527,108

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成19年3月31日残高(千円)	236	6,069	6,305	81,537	141,134	1,880,843
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行						27,674
中間純損失						152,431
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	323	14,716	15,040	45,632	40,836	71,427
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	323	14,716	15,040	45,632	40,836	53,329
平成19年9月30日残高(千円)	87	8,647	8,735	127,170	181,970	1,827,513

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(千円)	1,010,751	431,712	70,526	188	1,512,801
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	219,207	219,207			438,415
当期純損失			299,351		299,351
連結会計年度中の変動額合計(千円)	219,207	219,207	299,351		139,064
平成19年3月31日残高(千円)	1,229,959	650,920	228,825	188	1,651,865

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日残高(千円)	5,553	1,623	7,177	-	32,829	1,552,808
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						438,415
当期純損失						299,351
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	5,317	4,445	872	81,537	108,305	188,970
連結会計年度中の変動額合計(千円)	5,317	4,445	872	81,537	108,305	328,034
平成19年3月31日残高(千円)	236	6,069	6,305	81,537	141,134	1,880,843

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
1 税金等調整前中間(当期)純損失(△)		△223,137	△59,784	△302,729
2 減価償却費		34,233	122,557	153,424
3 減損損失		—	—	41,500
4 のれん償却額		24,963	45,413	70,179
5 株式報酬費用		23,764	47,941	126,236
6 賞与引当金の増加(△減少)額		△105	△11,019	15,529
7 貸倒引当金の増加(△減少)額		4,149	52	1,189
8 退職給付引当金の増加額		3,060	10,413	15,281
9 役員退職慰労引当金の増加額		1,724	9,978	408
10 受取利息及び受取配当金		△1,214	△3,906	△3,604
11 支払利息		705	11,520	6,327
12 為替差損		761	4,820	114
13 子会社設立費用		5,126	11,385	13,182
14 株式交付費		4,174	5,115	4,898
15 投資有価証券評価損		—	33,669	7,203
16 投資有価証券売却益		△1,480	—	△1,480
17 持分法による投資損失		63,521	—	63,571
18 固定資産除却損		7,685	32	14,015
19 固定資産売却損		—	279	—
20 売上債権の減少(△増加)額		△10,689	△14,733	△94,904
21 預け金の増加額		△38,663	△37,030	△79,635
22 仕入債務の増加(△減少)額		△5,466	33,933	△13,015
23 未払消費税等の増加(△減少)額		△8,234	8,334	—
24 未収消費税等の減少(△増加)額		△700	△1,438	—
25 その他		20,622	112,539	235,816
小計		△95,198	330,075	273,509
26 利息及び配当金の受取額		1,159	4,976	3,606
27 利息の支払額		△706	△10,582	△4,168
28 法人税等の還付額		—	—	3,605
29 法人税等の支払額		△2,384	△70,888	△76,302
営業活動による キャッシュ・フロー		△97,129	253,579	200,248

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
1 有形固定資産の取得による支出		△36,787	△69,307	△147,426
2 有形固定資産の売却による収入		—	7,937	4,403
3 無形固定資産の取得による支出		△46,627	△359,650	△387,232
4 投資有価証券の取得による支出		△423,550	—	△461,710
5 投資有価証券の売却による収入		206,505	—	222,828
6 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出		—	—	△56,312
7 子会社設立による支出		△5,126	△11,385	△13,182
8 保証金の支出		△12,169	△16,934	△14,191
9 保証金の回収		7,947	—	9,124
10 長期前払費用の支出		△963	△1,346	△3,814
11 貸付による支出		△151,060	△120,578	△151,075
12 貸付金の回収による収入		1,577	2,766	152,686
13 その他		△57	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー		△460,313	△568,499	△845,903
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
1 株式の発行による収入		3,516	27,674	64,675
2 少数株主からの払込による収入		—	—	8,253
3 株式の発行による支出		△4,174	△5,115	△4,898
4 短期借入金の増加(△減少)額		—	59,158	△151,302
5 長期借入金の返済による支出		—	△71,640	△6,866
財務活動による キャッシュ・フロー		△658	10,077	△90,139
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		△279	△7,346	3,307
V 現金及び現金同等物の増加 (△減少)額		△558,380	△312,188	△732,486
VI 現金及び現金同等物の期首残高		1,419,676	687,189	1,419,676
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	861,295	375,001	687,189

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>当社グループは、平成14年3月期以降、重要な営業損失及び重要な経常損失を継続的に計上している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社グループは、当該状況を解消すべく、データマイニング事業におきましては、規模拡大を目指し、㈱電通が独占販売するインターネット上のロコミ情報分析サービス『電通バズリサーチ』について、さらなる顧客ニーズへの適応するよう、当中間連結会計期間において新システムの開発を行ないました。</p> <p>また、前連結会計年度より開始致しましたオンラインゲーム事業に関しては、国内においてもオンラインゲーム事業のサービス提供を準備し、さらに欧州言語版によるサービス提供のため、GALA NETWORKS EUROPE LTD.をアイルランドに設立する準備を開始いたしました。さらに韓国のオンラインゲーム開発会社NFLAVOR CORP.の子会社化を進めるなど、開発・供給の両者において基盤強化をはかっております。</p> <p>しかしながら、当中間連結会計期間におきましては『電通バズリサーチ』の安定稼動が遅れたことや、オンラインゲームの先行投資費用計上により、損益状況の改善に至りませんでした。</p> <p>中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表に反映しておりません。</p>	<p>当社グループは、平成14年3月期以降、重要な営業損失及び重要な経常損失を継続的に計上している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社グループは、当該状況を解消すべく、オンラインゲーム事業のグローバル展開に注力し、米国・欧州・韓国の在外連結子会社および当社におきまして、オンラインゲームの提供に尽力いたしました。また、韓国連結子会社におきましては、今後の展開のため新規オンラインゲームの開発に尽力しております。</p> <p>さらに、事業領域をモバイル分野にも広げ、モバイルオンラインゲームのサービスを行うため、㈱ガーラモバイルを当中間連結会計期間に設立し、当中間連結会計期間末にはサービス開始に至りました。これらの取り組みの結果、オンラインゲーム事業の牽引により、売上高が大きく拡大してまいりました。しかしながら、当該事業は先行投資型事業であるため、収益獲得以前に先行投資費用の負担が発生することが避けられませんでした。</p> <p>当中間連結会計年度におきましては、売上高の拡大により、損益状況は改善しつつも、オンラインゲームの先行投資費用計上、グループ会社の増加に伴う管理コストの増加等により、利益計上に至りませんでした。</p> <p>当社グループは、引き続きオンラインゲームの事業拡大に注力し、収益増加を図るとともに、グループの管理体制の基盤整備をすすめる予定です。当社グループのグローバル展開を効果的・効率的にすすめるための、グループ企業組織の再編も視野にいたした体制作りに取り組んでいく予定であります。</p> <p>財務面では、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高が、375,001千円となっており大幅に減少していますが、これはオンラインゲーム事業への投資によるものであり、営業活動によるキャッシュ・フローは十分なプラスを計上していることから、当面の資金繰りに支障はないものと考えております。</p>	<p>当社グループは、平成14年3月期以降6期連続して重要な営業損失及び重要な経常損失を継続的に計上している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社グループは、当該状況を解消すべく、データマイニング事業におきましては、規模拡大を目指し、㈱電通が独占販売するインターネット上のロコミ情報分析サービス「電通バズリサーチ」について、さらなる顧客ニーズに適応するよう、当連結会計年度において新システムの開発を行ないました。</p> <p>また、前連結会計年度より開始致しましたオンラインゲーム事業に関しては、国内においてもオンラインゲーム事業のサービス提供を開始し、さらに欧州言語版によるサービス提供のため、GALA NETWORKS EUROPE LTD.をアイルランドに設立し事業を開始いたしました。さらに韓国のオンラインゲーム開発会社NFLAVOR CORP.の子会社化を進めるなど、開発・供給の両者において基盤強化をはかっております。</p> <p>しかしながら、当連結会計年度におきましては「電通バズリサーチ」の安定稼動が遅れたことや、オンラインゲームの先行投資費用計上、また子会社の増加による管理コストの増加等により、損益状況の改善に至りませんでした。</p> <p>当社グループは、引き続きオンラインゲームの事業拡大に注力し、収益増加を図るとともに、グループの管理体制の基盤整備をすすめる予定です。グループのグローバル展開を効果的・効率的にすすめるための、グループ企業組織の再編も視野にいたした体制作りに取り組んでいく予定であります。</p> <p>連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しておりません。</p>

中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表に反映しておりません。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1)連結子会社の数 4社 連結子会社の名称 ㈱ガーラウェブ ㈱ガーラ総合研究所 GALA-NET, INC. AEONSOFT, INC</p> <p>なお、㈱ガーラ総合研究所は、当中間連結会計期間に設立した子会社であります。</p>	<p>(1)連結子会社の数 7社 連結子会社の名称 ㈱ガーラウェブ ㈱ガーラ総合研究所 ㈱ガーラモバイル GALA-NET, INC. AEONSOFT, INC. NFLAVOR CORP. GALA NETWORKS EUROPE LTD.</p> <p>なお、㈱ガーラモバイルは、当中間連結会計期間に設立した子会社であります。</p>	<p>(1)連結子会社の数 6社 連結子会社の名称 ㈱ガーラウェブ ㈱ガーラ総合研究所 AEONSOFT, INC NFLAVOR CORP. GALA-NET, INC. GALA NETWORKS EUROPE LTD.</p> <p>なお、㈱ガーラ総合研究所ならびにGALA NETWORKS EUROPE LTD.は、当連結会計年度に設立した子会社であります。NFLAVOR CORP. は同社株式を取得したため、新たに連結子会社となりました。なお、NFLAVOR CORP. は平成18年10月2日ならびに平成18年10月21日の株式取得に伴い、みなし取得日を平成18年10月1日としております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1)持分法を適用した関連会社数 1社 関連会社の名称 NFLAVOR CORP.</p> <p>NFLAVOR CORP. は同社株式取得により新たに持分法適用会社となりました。なお、NFLAVOR CORP. は平成18年4月13日株式取得に伴い、みなし取得日を平成18年4月1日としております。</p> <p>また、MASANGSOFT, INC. は同社株式の一部売却により、持分法適用会社から除外しております。なお、MASANGSOFT, INC. は、平成18年8月9日株式売却に伴い、みなし売却日を平成18年6月30日としております。</p>	<p>該当事項はありません。</p>	<p>該当事項はありません。</p> <p>NFLAVOR CORP. は平成18年4月13日株式取得に伴い、みなし取得日を平成18年4月1日として新たに持分法適用会社となりましたが、平成18年10月2日ならびに平成18年10月21日の株式取得に伴い、みなし取得日を平成18年10月1日として連結子会社となったため、持分法適用会社から除外しております。</p> <p>また、MASANGSOFT, INC. は同社株式の一部を平成18年8月9日株式売却したことに伴い、みなし売却日を平成18年6月30日として、持分法適用会社から除外しております。なお、当連結会計年度中に、同社株式を全て売却いたしました。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。	同左	連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算期末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算出)</p> <p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法</p> <p>①有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。 工具器具備品 4～15年</p> <p>②無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年)に基づく定額法を採用しております。 権利金については、契約期間(3年)で償却しております。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>①株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法</p> <p>①有形固定資産 定率法 一部の在外連結子会社 定額法 なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。 工具器具備品 4～15年</p> <p>②無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年～5年)に基づく定額法を採用しております。 同左</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>①株式交付費 同左</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算出)</p> <p>その他有価証券 時価のないもの 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法</p> <p>①有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。 工具器具備品 4～15年</p> <p>②無形固定資産 定額法 同左</p> <p>同左</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>①株式交付費 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>③ 退職給付引当金 在外連結子会社における従業員の退職給付に備えるため、従業員退職金規程により、中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 在外連結子会社における役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程により、中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 決済キャンセル引当金 在外連結子会社における売上の決済キャンセルによる損失に備えるため、キャンセルの可能性を勘案し、決済キャンセル見込額を計上しております。</p> <p>③ 賞与引当金 同左</p> <p>④ 退職給付引当金 同左</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 決済キャンセル引当金 同左</p> <p>③ 賞与引当金 同左</p> <p>④ 退職給付引当金 在外連結子会社における従業員の退職給付に備えるため、従業員退職金規程により、期末要支給額を計上しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 在外連結子会社における役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程により、期末要支給額を計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっております</p> <p>手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p> <p>該当事項はありません</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p> <p>同左</p>	<p>(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p> <p>同左</p>

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当中間連結会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準適用指針第2号)適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,684,064千円です。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当連結会計年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日企業会計基準適用指針第2号)適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,658,170千円です。</p> <p>連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これにより、営業損失、経常損失及び税引等調整前中間純損失が23,764千円増加しております。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取り扱い)</p> <p>当中間連結会計期間から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取り扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、前中間連結会計期間において営業外費用の内訳として表示していた「新株発行費」は、「株式交付費」として表示しております。</p>		<p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これにより、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失が126,236千円増加しております。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取り扱い)</p> <p>当連結会計年度から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取り扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、前連結会計年度において営業外費用の内訳として表示していた「新株発行費」は、「株式交付費」として表示しております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>当中間連結会計期間から、改正後の中間連結財務諸表規則(平成18年4月28日内閣府令第56号)に基づき、「連結調整勘定」及び「営業権」を「のれん」として表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書)</p> <p>当中間連結会計期間から、「連結調整勘定」及び「営業権」を「のれん」として表示したことに伴い、販売費及び一般管理費に計上されておりました「連結調整勘定償却」及び「営業権償却」を「のれん償却額」として表示しております。</p> <p>(中間キャッシュフロー計算書)</p> <p>当中間連結会計期間から、「連結調整勘定」及び「営業権」を「のれん」として表示したことに伴い、「連結調整勘定償却」及び「減価償却費」に含まれておりました営業権の償却費を「のれん償却額」として表示しております。</p>	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 97,631千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 209,635千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 181,114千円
※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。	※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	※2 _____
3 _____	3 偶発債務 (株)ガーラモバイルのソフトウェア開発に関する支払について25,990千円の債務保証を行っております。	3 _____

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち 主なもの 給与手当 100,887千円 役員報酬 45,668千円 支払手数料 31,237千円 賃借料 30,090千円 株式報酬費用 23,764千円 賞与引当金 繰入額 11,484千円 退職給付引当金 繰入額 1,808千円 役員退職慰労 引当金繰入額 888千円 貸倒引当金 繰入額 4,149千円	※1 販売費及び一般管理費のうち 主なもの 給与手当 272,010千円 広告宣伝費 111,295千円 役員報酬 97,609千円 支払手数料 83,564千円 ソフトウェア 償却 67,528千円 株式報酬費用 47,941千円 のれん償却額 45,413千円 賃借料 44,128千円 減価償却費 18,266千円 権利金償却 11,646千円 賞与引当金 繰入額 13,239千円 退職給付引当金 繰入額 8,632千円 役員退職慰労 引当金繰入額 6,490千円 貸倒引当金 繰入額 52千円	※1 販売費及び一般管理費のうち 主なもの 給与手当 277,172千円 役員報酬 133,156千円 株式報酬費用 126,236千円 広告宣伝費 104,758千円 支払手数料 93,527千円 ソフトウェア 償却 85,983千円 賃借料 70,235千円 のれん償却額 70,179千円 賞与引当金 繰入額 37,200千円 減価償却費 32,436千円 権利金償却 12,584千円 退職給付引当金 繰入額 10,258千円 役員退職慰労 引当金繰入額 2,311千円 貸倒引当金 繰入額 952千円
※2 固定資産除却損の内容 工具器具備品 1,820千円 ソフトウェア 5,865千円	※2 固定資産除却損の内容 工具器具備品 32千円	※2 固定資産除却損の内容 車両運搬具 237千円 工具器具備品 3,430千円 ソフトウェア 10,346千円
※3 _____	※3 固定資産売却損の内容 その他(車両運搬具) 279千円	※3 _____

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	59,937.3	3,060	—	62,997.3

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権付社債の新株予約権の行使による増加 3,000株

新株予約権の行使による増加 60株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	1.3	—	—	1.3

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末	
提出会社	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	3,000	—	3,000	—	—
	平成14年8月 ストック・オプション としての 新株予約権	普通株式	1,045	—	50	995	—
	平成15年3月 ストック・オプション としての 新株予約権	普通株式	490	—	—	490	—
	平成15年8月 ストック・オプション としての 新株予約権	普通株式	635	—	10	625	—
	平成18年7月 ストック・オプション としての 新株予約権	—	—	—	—	—	23,764
合計			5,170	—	3,060	2,110	23,764

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2 目的となる株式の数の変動事由の概要

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、新株予約権行使によるものであります。

平成14年8月及び平成15年8月ストック・オプションとしての
新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

なお、平成18年7月ストック・オプションによる新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

当社における当中間期中の配当金の支払額はありませぬ。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	64,422.3	435	—	64,857.3

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による増加 435株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	1.3	—	—	1.3

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末	
提出会社	平成14年8月 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	
	平成15年3月 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	
	平成15年8月 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	
	平成18年7月 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	118,823	
	平成19年8月 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	412	
連結子会社	—	—	—	—	—	7,934	
合計			—	—	—	127,170	

4 配当に関する事項

当社における当中間期中の配当金の支払額はありませぬ。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	59,937.3	4,485	—	64,422.3

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権付社債の新株予約権の行使による増加 3,000株

新株予約権の行使による増加 1,485株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1.3	—	—	1.3

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	3,000	—	3,000	—	—
	平成14年8月 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	平成15年3月 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	平成15年8月 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	平成18年7月 ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	71,294
連結子会社	—	—	—	—	—	—	10,243
合計			3,000	—	3,000	—	81,537

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2 目的となる株式の数の変動事由の概要

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、新株予約権行使によるものであります。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																														
<p>※ 1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>845,214千円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>54,744千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>899,959千円</u></td> </tr> <tr> <td>拘束性のある預け金</td> <td><u>△38,663千円</u></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>861,295千円</u></td> </tr> </table> <p>2. 新株予約権付社債の新株予約権の行使 行使による資本金増加額 187,500千円 新株予約権付社債の新株予約権の行使による資本準備金増加額 187,500千円 新株予約権の行使による新株予約権付額 375,000千円</p>	現金及び預金勘定	845,214千円	預け金	54,744千円	計	<u>899,959千円</u>	拘束性のある預け金	<u>△38,663千円</u>	現金及び現金同等物	<u>861,295千円</u>	<p>※ 1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>248,743千円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>126,366千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>375,109千円</u></td> </tr> <tr> <td>拘束性のある預け金</td> <td><u>△109千円</u></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>375,001千円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	248,743千円	預け金	126,366千円	計	<u>375,109千円</u>	拘束性のある預け金	<u>△109千円</u>	現金及び現金同等物	<u>375,001千円</u>	<p>※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>642,678千円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>89,336千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>732,014千円</u></td> </tr> <tr> <td>拘束性のある預け金</td> <td><u>△44,825千円</u></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>687,189千円</u></td> </tr> </table> <p>2. 新株予約権付社債の新株予約権の行使 新株予約権付社債の新株予約権の行使による資本金増加額 187,500千円 新株予約権付社債の新株予約権の行使による資本準備金増加額 187,500千円 新株予約権の行使による新株予約権付社債減少額 375,000千円</p> <p>3. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 NFLAVOR CORP. (平成18年10月1日現在) 流動資産 10,710千円 固定資産 405,778千円 のれん 396,349千円 持分法による投資損失 62,090千円 流動負債 △415,438千円 固定負債 △5,056千円 少数株主持分 △96,278千円 投資有価証券 △300,435千円 NFLAVOR CORP. の 取得価額 57,200千円 NFLAVOR CORP. の 現金金及び 現金同等物 <u>△1,407千円</u> 差引：NFLAVOR CORP. 取得のための支出 56,312千円</p>	現金及び預金勘定	642,678千円	預け金	89,336千円	計	<u>732,014千円</u>	拘束性のある預け金	<u>△44,825千円</u>	現金及び現金同等物	<u>687,189千円</u>
現金及び預金勘定	845,214千円																															
預け金	54,744千円																															
計	<u>899,959千円</u>																															
拘束性のある預け金	<u>△38,663千円</u>																															
現金及び現金同等物	<u>861,295千円</u>																															
現金及び預金勘定	248,743千円																															
預け金	126,366千円																															
計	<u>375,109千円</u>																															
拘束性のある預け金	<u>△109千円</u>																															
現金及び現金同等物	<u>375,001千円</u>																															
現金及び預金勘定	642,678千円																															
預け金	89,336千円																															
計	<u>732,014千円</u>																															
拘束性のある預け金	<u>△44,825千円</u>																															
現金及び現金同等物	<u>687,189千円</u>																															

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																								
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">ソフトウェア (千円)</td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">—千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">—千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">—千円</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">309千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">297千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1千円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>⑤ 支払利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p>	ソフトウェア (千円)		取得価額相当額	—	減価償却累計額相当額	—	中間期末残高相当額	—	1年以内	—千円	1年超	—千円	合計	—千円	支払リース料	309千円	減価償却費相当額	297千円	支払利息相当額	1千円	<p>該当事項はありません。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">ソフトウェア (千円)</td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">—千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">—千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">—千円</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">309千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">297千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1千円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>⑤ 支払利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p>	ソフトウェア (千円)		取得価額相当額	—	減価償却累計額相当額	—	期末残高相当額	—	1年以内	—千円	1年超	—千円	合計	—千円	支払リース料	309千円	減価償却費相当額	297千円	支払利息相当額	1千円
ソフトウェア (千円)																																										
取得価額相当額	—																																									
減価償却累計額相当額	—																																									
中間期末残高相当額	—																																									
1年以内	—千円																																									
1年超	—千円																																									
合計	—千円																																									
支払リース料	309千円																																									
減価償却費相当額	297千円																																									
支払利息相当額	1千円																																									
ソフトウェア (千円)																																										
取得価額相当額	—																																									
減価償却累計額相当額	—																																									
期末残高相当額	—																																									
1年以内	—千円																																									
1年超	—千円																																									
合計	—千円																																									
支払リース料	309千円																																									
減価償却費相当額	297千円																																									
支払利息相当額	1千円																																									

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
株式	1	355	353

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	中間連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	59,933

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
株式	1	364	362

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	中間連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	39,277

- (注) 1. 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ、50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。
2. 当中間連結会計期間において、投資有価証券について33,669千円(その他有価証券で時価のない株式)減損処理を行っております。

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
株式	1	254	252

2 時価評価されていない主な有価証券

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	73,601

- (注) 1. 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ、50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。
2. 当連結会計年度において、投資有価証券について7,203千円(その他有価証券で時価のない株式)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないので、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないので、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売及び一般管理費の株式報酬費用 23,764千円

2. ストックオプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年7月4日	平成18年7月4日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社監査役3名	当社従業員18名 子会社(株)ガーラウェブ取締役1名 子会社(株)ガーラウェブ従業員10名
株式の種類及び付与数	普通株式 5,840株	普通株式 451株
付与日	平成18年7月19日	平成18年7月19日
権利確定条件	権利行使開始日において、 当社もしくは対象子会社に在籍にしていること	権利行使開始日において、 当社もしくは対象子会社に在籍にしていること
対象勤務期間	自平成18年7月19日 至平成20年6月27日	自平成18年7月19日 至平成20年6月27日
権利行使期間	自平成20年6月28日 至平成24年6月26日	自平成20年6月28日 至平成22年6月26日
権利行使価格	102,547円	102,547円
付与日における公正な評価単価	49,424円	40,180円

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売及び一般管理費の株式報酬費用 47,941千円

2. ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
取締役会決議年月日	平成19年8月15日	平成19年8月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社監査役1名	当社従業員18名 子会社(株)ガーラモバイル取締役2名 子会社(株)ガーラウェブ従業員1名
株式の種類及び付与数	普通株式 80株	普通株式 304株
付与日	平成19年8月31日	平成19年8月31日
権利確定条件	権利行使開始日において、当社もしくは 当社グループ会社に在籍にしていること	権利行使開始日において、当社もしくは 当社グループ会社に在籍にしていること
対象勤務期間	自平成19年8月31日 至平成21年8月31日	自平成19年8月31日 至平成21年8月31日
権利行使期間	自平成21年9月1日 至平成23年8月31日	自平成21年9月1日 至平成23年8月31日
権利行使価格	114,650円	114,650円
付与日における公正な 評価単価	33,983円	9,762円

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 当連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売及び一般管理費の株式報酬費用 126,236千円

2. ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
取締役会決議年月日	平成14年8月7日	平成15年3月26日	平成15年8月20日	平成18年7月4日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社監査役3名 当社従業員28名 子会社(株)ガーラウェブ従業員12名	当社取締役4名 当社監査役3名 当社従業員27名 子会社(株)ガーラウェブ従業員12名	当社取締役4名 当社監査役3名 当社従業員22名 子会社(株)ガーラウェブ従業員10名	当社取締役6名 当社監査役3名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 2,030株	普通株式 2,150株	普通株式 2,745株	普通株式 5,840株
付与日	平成14年8月23日	平成15年3月28日	平成15年8月20日	平成18年7月19日
権利確定条件	権利行使開始日において、当社もしくは当社関係会社に在籍にしていること	権利行使開始日において、当社もしくは当社関係会社に在籍にしていること	権利行使開始日において、当社もしくは当社関係会社に在籍にしていること	権利行使開始日において、当社もしくは当社グループ会社に在籍にしていること
対象勤務期間	自平成14年8月23日 至平成16年6月30日	自平成15年3月28日 至平成16年6月30日	自平成15年8月20日 至平成17年6月30日	自平成18年7月19日 至平成20年7月4日
権利行使期間	自平成16年7月1日 至平成19年6月30日	自平成16年7月1日 至平成19年6月30日	自平成17年7月1日 至平成20年6月30日	自平成20年6月28日 至平成24年7月5日
権利行使価格	64,890円	28,074円	27,186円	102,547円
付与日における公正な 評価単価	—	—	—	49,424円

(注) 平成17年11月18日付をもって、1株を5株に分割しております。

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成18年7月4日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員18名 子会社(株)ガーラウェブ取締役1名 子会社(株)ガーラウェブ従業員10名
株式の種類及び付与数 (注)	普通株式 451株
付与日	平成18年7月19日
権利確定条件	権利行使開始日において、当社もしくは当社グループ会社に在籍にしていること
対象勤務期間	自平成18年7月19日 至平成20年7月4日
権利行使期間	自平成20年7月5日 至平成22年6月26日
権利行使価格	102,547円
付与日における公正な 評価単価	40,180円

会社名	GALA-NET, INC.	GALA-NET, INC.
取締役会決議年月日	平成17年12月1日	平成18年9月27日
付与対象者の区分及び人数	子会社GALA-NET, INC. 取締役2名	子会社GALA-NET, INC. 取締役2名 子会社GALA-NET, INC. 取締役就任予定の当社 子会社従業員1名 子会社GALA-NET, INC. 従業員15名 子会社GALA-NET, INC. に出向している当社子 会社従業員2名 当社取締役2名 当社従業員2名
株式の種類及び付与数 (注)	10,000,000株	11,150,000株
付与日	平成17年12月1日	平成18年9月27日
権利確定条件	権利行使開始日にお いて、当社グループ 会社に在籍し、対象 会社にサービスを提 供する立場にあるこ と	権利行使開始日にお いて、当社グループ 会社に在籍し、対象 会社にサービスを提 供する立場にあるこ と
対象勤務期間	自平成17年12月1日 至平成18年11月30日	自平成18年9月27日 至平成20年9月26日
権利行使期間	自平成18年12月1日 至平成27年11月30日	自平成19年9月27日 至平成28年9月26日
権利行使価格	0.01米ドル (子会社GALA- NET, INC. 取締役1名については 0.011米ドル)	0.01米ドル (子会社GALA- NET, INC. 取締役1名については 0.011米ドル)
付与日における公正な 評価単価	—	0.057米ドル

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

提出会社及び連結子会社は、インターネット関連事業を事業内容としており、販売形態から見て単一セグメントのため、記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

提出会社及び連結子会社は、インターネット関連事業を事業内容としており、販売形態から見て単一セグメントのため、記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

提出会社及び連結子会社は、インターネット関連事業を事業内容としており、販売形態から見て単一セグメントのため、記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	日本 (千円)	米国 (千円)	韓国 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	269,275	151,911	72,691	493,879	—	493,879
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	27	69	37,460	37,557	(37,557)	—
計	269,303	151,980	110,152	531,436	(37,557)	493,879
営業費用	361,189	170,104	134,425	665,720	(37,101)	628,618
営業損失	91,885	18,123	24,273	134,283	456	134,739

(注) 国又は地域の区分については、連結会社の所在する国又は地域によっております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	日本 (千円)	米国 (千円)	アイル ランド (千円)	韓国 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	413,118	587,558	98,008	340,843	1,439,530	—	1,439,530
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	46,586	143	—	199,895	246,625	(246,625)	—
計	459,705	587,702	98,008	540,739	1,686,155	(246,625)	1,439,530
営業費用	639,317	533,857	107,085	416,088	1,696,349	(255,049)	1,441,299
営業利益又は営業損失(△)	△179,611	53,844	△9,076	124,650	△10,193	8,424	△1,769

(注) 国又は地域の区分については、連結会社の所在する国又は地域によっております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本 (千円)	米国 (千円)	アイル ランド (千円)	韓国 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	650,160	521,530	14,391	496,909	1,682,991	—	1,682,991
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	40,395	210	—	157,493	198,099	(198,099)	—
計	690,556	521,740	14,391	654,402	1,881,091	(198,099)	1,682,991
営業費用	924,458	517,060	23,193	466,589	1,931,301	(151,023)	1,780,278
業利益又は営業損失(△)	△233,901	4,680	△8,802	187,812	△50,210	(47,076)	△97,286

(注) 国又は地域の区分については、連結会社の所在する国又は地域によっております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	米国	アジア	計
I 海外売上高(千円)	151,980	33,688	185,669
II 連結売上高(千円)	—	—	493,879
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	30.7	6.8	37.5

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1)米国・・・・・・・・・・・・・・・・アメリカ合衆国
 (2)アジア・・・・・・・・韓国・台湾・フィリピン・タイ
 3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。
 4. オンラインゲーム事業に関する売上高は、パブリッシャーの所在する国又は地域別に集計しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	米国	欧州	アジア	計
I 海外売上高(千円)	587,655	98,008	258,423	944,088
II 連結売上高(千円)	—	—	—	1,439,530
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	40.8	6.8	17.9	65.5

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1)米国・・・・・・・・・・・・・・・・アメリカ合衆国
 (2)欧州・・・・・・・・・・・・・・・・アイルランド
 (3)アジア・・・・・・・・韓国・台湾・香港・フィリピン・タイ
 3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。
 4. オンラインゲーム事業に関する売上高は、パブリッシャーの所在する国又は地域別に集計しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	米国	欧州	アジア	計
I 海外売上高(千円)	521,530	14,391	422,666	958,588
II 連結売上高(千円)	—	—	—	1,682,991
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	31.0	0.9	25.1	57.0

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1)米国・・・・・・・・・・・・・・・・アメリカ合衆国
 (2)欧州・・・・・・・・・・・・・・・・アイルランド
 (3)アジア・・・・・・・・韓国・台湾・香港・フィリピン・タイ
 3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。
 4. オンラインゲーム事業に関する売上高は、パブリッシャーの所在する国又は地域別に集計しております。

(1株当たり情報)

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	26,732円 88銭	23,411円 45銭	25,739円 60銭
1株当たり中間(当期)純損失	3,381円 04銭	2,357円 96銭	4,736円 92銭
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益	－円 －銭	－円 －銭	－円 －銭

(注) 1 前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度における潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、1株当たり中間(当期)純損失であり潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり中間(当期)純損失の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間連結損益計算書(連結損益計算書)上の中間(当期)純損失(千円)	212,574	152,431	299,351
普通株式に係る中間(当期)純損失(千円)	212,574	152,431	299,351
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式の期中平均株式数(株) 普通株式	62,872	64,645	63,195
中間(当期)純損失調整額(千円)	—	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—	新株予約権 「株主総会の特別決議(平成14年6月25日)」 (平成14年8月23日発行) 銘柄

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. NFLAVOR CORP.の子会社化について

当社は、平成18年9月29日の取締役会において、韓国でオンラインゲーム開発を行うNFLAVOR CORP.に対し追加出資を行い子会社とすることを決議し、平成18年10月2日に22,500株、10月21日に97,500株の株式をそれぞれ取得いたしました。

取得株式数 120,000株 (発行済株式数 247,500株)

取得株式対価 2,400,000千韓国ウォン

取得後の当社保有株式数150,000株

取得後の当社持株比率 60.61%

2. GALA NETWORKS EUROPE LTD.の設立について

当社は、平成18年8月9日の取締役会において、欧州の各国言語によるオンラインゲーム・サービスを提供するための運営会社として、GALA NETWORKS EUROPE LTD.を当社子会社であるGALA-NET, INC.の子会社として設立することを決議し、平成18年10月6日に同社を設立いたしました。

(1) 商号 GALA NETWORKS EUROPE LIMITED

(2) 設立時期 平成18年10月6日

(3) 本店所在地 アイルランド ダブリン市

(4) 代表者名 菊川 暁(当社代表取締役)

(5) 資本金 230,000ユーロ

(6) 株主構成 GALA-NET, INC. 100%

(7) 当社との資本関係、人的関係、取引関係等の概要

① 資本関係 当該会社は、当社の子会社 GALA-NET, INC. の全額出資により設立

② 人的関係 当社取締役1名が役員に就任

③ 取引関係 当社との直接取引は現在予定していない。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 会社分割によるデータマイニング事業部門の分社化について

当社は、平成19年9月25日の取締役会において、当社は平成19年12月3日を期して、当社のデータマイニング事業部門を会社分割し、新たに設立する株式会社ガーラバズに承継することを決議いたしました。

(1) 分割の目的

当社並びに当社グループは「グローバル・オンライン・コミュニティ・カンパニー」として、インターネットを通じたコミュニティに関するビジネスをグローバルに展開しております。

当社グループでは、グローバルに展開しているオンラインゲーム事業が急成長していることを鑑み、このたび、効率的かつ効果的な企業再編をすすめていくうえでの一環として、当社の主要なB to Bビジネスであります、データマイニング事業部門を当社100%子会社として、新たに設立する株式会社ガーラバズに承継することにいたしました。

この分社化により、新設会社の自律的な経営を推進し、また意思決定の迅速化や責任体制の明確化を促進し、連結業績への貢献を進めていく方針であります。

(2) 会社分割の日程

分割計画承認取締役会 平成19年9月25日(火)

分割期日(効力発生日) 平成19年12月3日(月)

(3) 分割方式

当社を分割会社とし、新たに設立する「株式会社ガーラバズ」を新設会社とする簡易分割による新設分割方式とします。

(4) 新設会社の概要

商号：株式会社ガーラバズ

事業内容：データマイニング事業

代表者：代表取締役 廣末 紀之

資本金：10,000千円

発行済株式総数：200株

従業員数：6名

(5) 新設会社が承継する権利義務

新設会社が当社から承継する権利義務は、当社がデータマイニング事業部で行っている全事業に関する資産の一部、負債、契約上の地位等とします。但し、従業員等の雇用契約は除きます。また、承継する債務については、当社が重畳的に株式会社ガーラバズとして負担するものとします。

(6) 分割事業部門の資産・負債の項目及び金額

(平成19年10月31日現在)

流動資産	47,403千円
固定資産	12,282千円
資産合計	59,685千円
流動負債	31,562千円
負債合計	31,562千円

2. 第三者割当による新株式及び行使価額修正条項付第1回新株予約権（第三者割当て）の発行並びにコミットメント条項付き第三者割当て契約の締結について

当社は、平成19年9月28日の取締役会において、メリルリンチ日本証券株式会社を割当先とする新株式及び第1回新株予約権（第三者割当て）の発行、並びに証券取引法による届出の効力発生後に、割当先との間で、下記の内容を含むコミットメント条項付第三者割当て契約を締結し、平成19年10月15日に第三者割当増資及び新株予約権の発行を実施いたしました。

第三者割当増資

(1) 発行新株式数	普通株式 2,000株
(2) 発行価額	1株につき47,160円
(3) 発行価額の総額	94,320,000円
(4) 資本組入額	1株につき23,580円
(5) 資本組入額の総額	47,160,000円
(6) 払込期日	平成19年10月15日
(7) 資金の使途	子会社への増資や新規オンラインゲームライセンスの取得資金

第1回新株予約権（第三者割当て）

- (1) 新株予約権の名称 株式会社ガーラ第1回新株予約権（第三者割当て）
- (2) コミットメント・ライン契約の内容
当コミットメント・ライン契約に基づき、当社はメリルリンチ日本証券株式会社に対して行使すべき新株予約権の個数を指定した上で、当新株予約権の行使要請をする事ができ、メリルリンチ日本証券株式会社は行使要請期間内に、行使要請により指定された個数の新株予約権を行使する。
- (3) 新株予約権の総数 20,000個
- (4) 新株予約権の発行価額 1個につき435円
- (5) 新株予約権の発行価額の総額 8,700,000円
- (6) 新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、行使価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
資本準備金の額は行使価額から資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の申込期日 平成19年10月15日
- (8) 新株予約権の募集方法
第三者割当方式（全てメリルリンチ日本証券株式会社に割当て）
- (9) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式20,000株とする。
但し、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (10) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金額は、当初57,640円とする。
- (11) 行使価額の修正
本新株予約権の各行使請求の効力発生日の前日まで（当日を含む。）の3連続取引日（但し、終値のない日は除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。本新株予約権のいずれかの行使にあたって価額修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。
- (12) 行使価額の調整
当社は、当社が本新株予約権の発行後、当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、行使価額を調整する。
- (13) 本新株予約権を行使することができる期間
平成19年10月16日から平成21年10月16日までとする。

3. 株ガーラ総合研究所の解散について

当社は、平成19年11月28日の取締役会において、当社グループの企業再編の一環として、国内事業の再構築に

ともない同社を解散することいたしました。

- (1) 商号
株式会社ガーラ総合研究所
- (2) 事業内容
インターネットにおけるロコミに関する研究・調査・分析を行い、当社グループのシンクタンクとしてビジネスをサポート
- (3) 持分比率
100%
- (4) 解散時期
平成20年1月下旬予定
- (5) 子会社の状況（平成19年9月30日現在）

総資産	23,796千円
総負債	4,071千円
資本金	30,000千円
繰越利益剰余金	△10,274千円
純資産	19,725千円
- (6) 当該解散による会社の損失見込額
中間会計期間末日における同社株式に係る評価損10,274千円を特別損失に計上しております。
なお、当該評価額以外の損失は軽微と見込んでおります。
- (7) 当該解散が営業活動等へ及ぼす影響
当該解散が営業活動等へ及ぼす影響は軽微と見込んでおります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		657,480		75,667		317,850	
2 売掛金		63,148		99,002		96,061	
3 前払費用		5,462		7,899		5,812	
4 短期貸付金		—		118,000		—	
5 関係会社短期貸付金		229,455		133,750		146,854	
6 その他	※2	4,684		17,070		14,105	
貸倒引当金		△381		△589		△573	
流動資産合計		959,849	48.5	450,800	24.2	580,110	30.2
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1						
(1) 工具器具備品		63,281		43,765		46,239	
(2) その他		8,789		5,825		6,263	
有形固定資産合計		72,070	3.6	49,590	2.6	52,502	2.7
2 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		39,595		55,794		54,293	
(2) 権利金		66,520		45,918		87,398	
(3) その他		11,843		3,342		3,525	
無形固定資産合計		117,958	6.0	105,055	5.7	145,217	7.6
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		785,566		1,226,942		1,113,716	
(2) 保証金		29,279		29,279		29,279	
(3) その他		14,890		2,539		1,223	
投資その他の資産合計		829,736	41.9	1,258,761	67.5	1,144,220	59.5
固定資産合計		1,019,765	51.5	1,413,407	75.8	1,341,940	69.8
資産合計		1,979,615	100.0	1,864,208	100.0	1,922,051	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		25,162		49,426		48,585	
2 関係会社短期借入金		—		124,125		—	
3 未払金		87,531		38,975		76,481	
4 未払法人税等		2,402		2,478		2,685	
5 賞与引当金		11,340		10,210		14,074	
6 その他	※2	10,232		34,259		22,454	
流動負債合計		136,668	6.9	259,476	13.9	164,282	8.6
II 固定負債							
1 繰延税金負債		596		—		162	
固定負債合計		596	0.0	—	—	162	0.0
負債合計		137,264	6.9	259,476	13.9	164,444	8.6
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		1,200,009		1,243,796		1,229,959	
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		620,970		664,757		650,920	
資本剰余金合計		620,970		664,757		650,920	
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△3,074		△422,781		△194,613	
利益剰余金合計		△3,074		△422,781		△194,613	
4 自己株式		△188		△188		△188	
株主資本合計		1,817,716	91.8	1,485,583	79.7	1,686,076	87.7
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		869		△87		236	
評価・換算差額等 合計		869	0.1	△87	△0.0	236	0.0
III 新株予約権		23,764	1.2	119,235	6.4	71,294	3.7
純資産合計		1,842,350	93.1	1,604,732	86.1	1,757,607	91.4
負債純資産合計		1,979,615	100.0	1,864,208	100.0	1,922,051	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高		224,305	100.0	357,830	100.0	567,943	100.0
売上原価	2	70,048	31.2	151,442	42.3	209,942	37.0
売上総利益		154,257	68.8	206,387	57.7	358,001	63.0
販売費及び一般管理費	1 2	247,744	110.4	394,653	110.3	592,646	104.3
営業損失		93,487	41.6	188,265	52.6	234,645	41.3
営業外収益	3	5,392	2.4	11,440	3.2	9,994	1.8
営業外費用	4	13,135	5.9	6,924	1.9	14,164	2.5
経常損失		101,230	45.1	183,749	51.3	238,815	42.0
特別損失	5	7,128	3.2	43,943	12.3	60,314	10.7
税引前中間(当期) 純損失		108,358	48.3	227,692	63.6	299,129	52.7
法人税、住民税及び 事業税		475	0.2	475	0.1	1,242	0.2
中間(当期)純損失		108,833	48.5	228,167	63.7	300,372	52.9

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高(千円)	1,010,751	431,712	105,759	△188	1,548,034
中間会計期間中の変動額					
新株の発行	189,258	189,258			378,516
中間純損失			△108,833		△108,833
中間会計期間中の変動額合計(千円)	189,258	189,258	△108,833		269,682
平成18年9月30日残高(千円)	1,200,009	620,970	△3,074	△188	1,817,716

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(千円)	5,553	5,553	—	1,553,588
中間会計期間中の変動額				
新株の発行				378,516
中間純損失				△108,833
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△4,684	△4,684	23,764	19,079
中間会計期間中の変動額合計(千円)	△4,684	△4,684	23,764	288,762
平成18年9月30日残高(千円)	869	869	23,764	1,842,350

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成19年3月31日残高(千円)	1,229,959	650,920	△194,613	△188	1,686,076
中間会計期間中の変動額					
新株の発行	13,837	13,837			27,674
中間純損失			△228,167		△228,167
中間会計期間中の変動額合計(千円)	13,837	13,837	△228,167		△200,493
平成19年9月30日残高(千円)	1,243,796	664,757	△422,781	△188	1,485,583

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(千円)	236	236	71,294	1,757,607
中間会計期間中の変動額				
新株の発行				27,674
中間純損失				△228,167
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△323	△323	47,941	47,618
中間会計期間中の変動額合計(千円)	△323	△323	47,941	△152,875
平成19年9月30日残高(千円)	△87	△87	119,235	1,604,732

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高(千円)	1,010,751	431,712	105,759	△188	1,548,034
事業年度中の変動額					
新株の発行	219,207	219,207			438,415
当期純損失			△300,372		△300,372
事業年度中の変動額合計(千円)	219,207	219,207	△300,372		138,042
平成19年3月31日残高(千円)	1,229,959	650,920	△194,613	△188	1,686,076

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(千円)	5,553	5,553	—	1,553,588
事業年度中の変動額				
新株の発行				438,415
当期純損失				△300,372
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△5,317	△5,317	71,294	65,976
事業年度中の変動額合計(千円)	△5,317	△5,317	71,294	204,018
平成19年3月31日残高(千円)	236	236	71,294	1,757,607

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>当社は、平成18年3月期に引き続き重要な営業損失及び重要な経常損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社は、当該状況を解消すべく、データマイニング事業におきましては、規模拡大を目指し、㈱電通が独占販売するインターネット上のロコミ情報分析サービス『電通バズリサーチ』について、さらなる顧客ニーズへの適応するよう、当中間会計期間において新システムの開発を行ないました。</p> <p>また、オンラインゲーム事業に関しては、国内オンラインゲーム事業のサービス提供の準備を行ない、当事業年度の第3四半期よりサービス提供を開始する予定です。しかしながら、当中間会計期間におきましては『電通バズリサーチ』の安定稼働が遅れたことや、オンラインゲームの先行投資費用計上により、損益状況の改善に至りませんでした。</p> <p>中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を中間財務諸表に反映しておりません。</p>	<p>当社は、平成18年3月期以降、重要な営業損失及び重要な経常損失を継続的に計上している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社は、当該状況を解消すべく、国内でのオンラインゲーム事業のサービス提供を開始し、収益の増加に尽力してまいりました。</p> <p>しかしながら、当社は、事業持株会社として本部機能を有しており、グループ会社の増加にともない、管理コスト負担が増加し、損益状況の改善に至りませんでした。</p> <p>今後、当社はオンラインゲーム事業を中心に業績改善を図り、また、当社グループの管理体制の整備をすすめるうえで、グループ企業組織の再編の一環として、データマイニング事業を簡易分割により、新設会社といたします。</p> <p>当社はグループの持株会社として、グループの発展に効果的な体制、コスト分担を考慮した体制作りに取り組んでいく予定であります。</p> <p>財務面では、現金及び預金の当中間会計期間末残高が75,667千円となっており大幅に減少していますが、これはオンラインゲーム事業への投資によるものであり、連結上の営業活動によるキャッシュ・フローは十分なプラスを計上していることから、当面の資金繰りに支障はないものと考えております。</p> <p>中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を中間財務諸表に反映しておりません。</p>	<p>当社は、平成14年3月期以降、重要な営業損失及び重要な経常損失を継続的に計上している状況の中で、平成17年3月期において大幅に業績を改善し営業利益及び経常利益を計上したものの、当事業年度において、重要な営業損失及び経常損失の計上となり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当社は、当該状況を解消すべく、データマイニング事業におきましては、規模拡大を目指し、㈱電通が独占販売するインターネット上のロコミ情報分析サービス「電通バズリサーチ」について、さらなる顧客ニーズに適応するよう、当事業年度において新システムの開発を行ないました。</p> <p>また、オンラインゲーム事業に関しては、国内でのオンラインゲーム事業を当事業年度の第3四半期よりサービス提供を開始しております。しかしながら、当事業年度におきましては「電通バズリサーチ」の安定稼働が遅れたことや、オンラインゲームの先行投資費用計上等により、損益状況の改善に至りませんでした。</p> <p>また、当社は、事業持株会社として本部機能を有しており、グループ会社の増加にともない、管理コスト負担が増加いたしました。</p> <p>今後、当社はオンラインゲーム事業を中心に業績改善を図り、また、当社グループの管理体制の整備をすすめるうえで、グループ企業組織の再編も視野にいれて、グループの発展に効果的な体制、コスト分担を考慮した体制作りに取り組んでいく予定であります。</p> <p>財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な疑義の影響を財務諸表に反映しておりません。</p>

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (1) 子会社株式及び関係会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算期末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算出) 時価のないもの 移動平均法による原価法	有価証券 (1) 子会社株式及び関係会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左	有価証券 (1) 子会社株式及び関係会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算出) 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 工具器具備品 4～15年	(1) 有形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 同左 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 工具器具備品 4～15年

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 繰延資産の処理方法	(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法を採用しております。 権利金については、契約期間（3年）で償却しております。	(2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
4 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	(1) 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	(1) 株式交付費 同左	(1) 株式交付費 同左
5 引当金の計上基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6 リース取引の処理方法	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左
7 その他(中間)財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。	(2) 賞与引当金 同左	(2) 賞与引当金 同左
	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	該当事項はありません。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当中間会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正 平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正 平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,818,586千円であります。</p> <p>中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>——</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当事業年度から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正 平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正 平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,686,312千円であります。</p> <p>財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これにより、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失が23,764千円増加しております。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取り扱い)</p> <p>当中間会計期間から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取り扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、前中間会計期間において営業外費用の主要項目として注記していた「新株発行費」は、「株式交付費」として注記しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これにより、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失が71,294千円増加しております。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取り扱い)</p> <p>当連結会計年度から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取り扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、前連結会計年度において営業外費用の主要項目として注記していた「新株発行費」は、「株式交付費」として注記しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 67,835千円 ※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。 3 _____	※1 有形固定資産の減価償却累計額 91,895千円 ※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 3 偶発債務 NFLAVOR CORP. の AEONSOFT, INC. からの借入に対し、62,750千円の債務保証を行っております。 (株)ガーラモバイルのソフトウェア開発に関する支払について25,990千円の債務保証を行っております。	※1 有形固定資産の減価償却累計額 82,416千円 ※2 _____ 3 偶発債務 下記の会社の借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。 <u>NFLAVOR CORP.</u> 37,620千円 計 37,620千円

(中間損益計算書関係)

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 減価償却実施額			
有形固定資産	8,291千円	－千円	－千円
無形固定資産	13,769千円	－千円	－千円
※2 減価償却実施額			
有形固定資産	－千円	9,479千円	22,872千円
無形固定資産	－千円	23,373千円	39,457千円
※3 営業外収益の 主要項目			
受取利息	1,431千円	2,540千円	3,613千円
子会社業務受託 等収入	－千円	8,756千円	4,850千円
※4 営業外費用の 主要項目			
支払利息	－千円	1,007千円	－千円
株式交付費	3,732千円	5,115千円	4,037千円
為替差損	1,027千円	801千円	－千円
子会社株式 取得費用	－千円	－千円	7,198千円
※5 特別損失の 主要項目			
固定資産除却損	7,128千円	－千円	11,610千円
関係会社株式 評価損	－千円	10,274千円	－千円
投資有価証券 評価損	－千円	33,669千円	7,203千円
減損損失	－千円	－千円	41,500千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1.3	—	—	1.3

当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1.3	—	—	1.3

前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1.3	—	—	1.3

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																								
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">ソフトウェア (千円)</td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">—千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">—千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">—千円</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">309千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">297千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1千円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>⑤ 支払利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p>	ソフトウェア (千円)		取得価額相当額	—	減価償却累計額相当額	—	中間期末残高相当額	—	1年以内	—千円	1年超	—千円	合計	—千円	支払リース料	309千円	減価償却費相当額	297千円	支払利息相当額	1千円	<p>該当事項はありません。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">ソフトウェア (千円)</td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">—千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1年超</td> <td style="text-align: right;">—千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">—千円</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">309千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">297千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1千円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>⑤ 支払利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p>	ソフトウェア (千円)		取得価額相当額	—	減価償却累計額相当額	—	期末残高相当額	—	1年以内	—千円	1年超	—千円	合計	—千円	支払リース料	309千円	減価償却費相当額	297千円	支払利息相当額	1千円
ソフトウェア (千円)																																										
取得価額相当額	—																																									
減価償却累計額相当額	—																																									
中間期末残高相当額	—																																									
1年以内	—千円																																									
1年超	—千円																																									
合計	—千円																																									
支払リース料	309千円																																									
減価償却費相当額	297千円																																									
支払利息相当額	1千円																																									
ソフトウェア (千円)																																										
取得価額相当額	—																																									
減価償却累計額相当額	—																																									
期末残高相当額	—																																									
1年以内	—千円																																									
1年超	—千円																																									
合計	—千円																																									
支払リース料	309千円																																									
減価償却費相当額	297千円																																									
支払利息相当額	1千円																																									

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年9月30日)、当中間会計期間末(平成19年9月30日)及び前事業年度末(平成19年3月31日)のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. NFLAVOR CORP. の子会社化について

当社は、平成18年9月29日の取締役会において、韓国でオンラインゲーム開発を行うNFLAVOR CORP. に対し追加出資を行い子会社とすることを決議し、平成18年10月2日に22,500株、10月21日に97,500株の株式をそれぞれ取得いたしました。

取得株式数 120,000株 (発行済株式数 247,500株)

取得株式対価 2,400,000千韓国ウォン

取得後の当社保有株式数150,000株

取得後の当社持株比率 60.61%

2. GALA NETWORKS EUROPE LTD. の設立について

当社は、平成18年8月9日の取締役会において、欧州の各国言語によるオンラインゲーム提供するための運営会社として、GALA NETWORKS EUROPE LTD. を当社子会社であるGALA-NET, INC. の子会社として設立することを決議し、平成18年10月6日に同社を設立いたしました。

(1) 商号 GALA NETWORKS EUROPE LIMITED

(2) 設立年月日 平成18年10月6日

(3) 本店所在地 アイルランド ダブリン市

(4) 代表者名 菊川 暁(当社代表取締役)

(5) 資本金 230,000ユーロ

(6) 株主構成 GALA-NET, INC. 100%

(7) 当社との資本関係、人的関係、取引関係等の概要

① 資本関係 当該会社は、当社の子会社 GALA-NET, INC. の全額出資により設立

② 人的関係 当社取締役1名が役員に就任

③ 取引関係 当社との直接取引は現在予定していない。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 会社分割によるデータマイニング事業部門の分社化について

当社は、平成19年9月25日の取締役会において、当社は平成19年12月3日を期して、当社のデータマイニング事業部門を会社分割し、新たに設立する株式会社ガーラバズに承継することを決議いたしました。

(1) 分割の目的

当社並びに当社グループは「グローバル・オンライン・コミュニティ・カンパニー」として、インターネットを通じたコミュニティに関するビジネスをグローバルに展開しております。

当社グループでは、グローバルに展開しているオンラインゲーム事業が急成長していることを鑑み、このたび、効率的かつ効果的な企業再編をすすめていくうえでの一環として、当社の主要なB to Bビジネスであります、データマイニング事業部門を当社100%子会社として、新たに設立する株式会社ガーラバズに承継することにいたしました。

この分社化により、新設会社の自律的な経営を推進し、また意思決定の迅速化や責任体制の明確化を促進し、連結業績への貢献を進めていく方針であります。

(2) 会社分割の日程

分割計画承認取締役会 平成19年9月25日(火)

分割期日(効力発生日) 平成19年12月3日(月)

(3) 分割方式

当社を分割会社とし、新たに設立する「株式会社ガーラバズ」を新設会社とする簡易分割による新設分割方式とします。

(4) 新設会社の概要

商号：株式会社ガーラバズ

事業内容：データマイニング事業

代表者：代表取締役 廣末 紀之

資本金：10,000千円

発行済株式総数：200株

従業員数：6名

(5) 新設会社が承継する権利義務

新設会社が当社から承継する権利義務は、当社がデータマイニング事業部で行っている全事業に関する資産の一部、負債、契約上の地位等とします。但し、従業員等の雇用契約は除きます。また、承継する債務については、当社が重畳的に株式会社ガーラバズとして負担するものとします。

(6) 分割事業部門の資産・負債の項目及び金額

(平成19年10月31日現在)

流動資産	47,403千円
固定資産	12,282千円
資産合計	59,685千円
流動負債	31,562千円
負債合計	31,562千円

2. 第三者割当による新株式及び行使価額修正条項付第1回新株予約権（第三者割当て）の発行並びにコミットメント条項付き第三者割当て契約の締結について

当社は、平成19年9月28日の取締役会において、メリルリンチ日本証券株式会社を割当先とする新株式及び第1回新株予約権（第三者割当て）の発行、並びに証券取引法による届出の効力発生後に、割当先との間で、下記の内容を含むコミットメント条項付第三者割当て契約を締結し、平成19年10月15日に第三者割当増資及び新株予約権の発行を実施いたしました。

第三者割当増資

(1) 発行新株式数	普通株式 2,000株
(2) 発行価額	1株につき47,160円
(3) 発行価額の総額	94,320,000円
(4) 資本組入額	1株につき23,580円
(5) 資本組入額の総額	47,160,000円
(6) 払込期日	平成19年10月15日
(7) 資金の使途	子会社への増資や新規オンラインゲームライセンスの取得資金

第1回新株予約権（第三者割当て）

- (1) 新株予約権の名称 株式会社ガーラ第1回新株予約権（第三者割当て）
- (2) コミットメント・ライン契約の内容
当コミットメント・ライン契約に基づき、当社はメリルリンチ日本証券株式会社に対して行使すべき新株予約権の個数を指定した上で、当新株予約権の行使要請をする事ができ、メリルリンチ日本証券株式会社は行使要請期間内に、行使要請により指定された個数の新株予約権を行使する。
- (3) 新株予約権の総数 20,000個
- (4) 新株予約権の発行価額 1個につき435円
- (5) 新株予約権の発行価額の総額 8,700,000円
- (6) 新株予約権の行使により増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、行使価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。
資本準備金の額は行使価額から資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の申込期日 平成19年10月15日
- (8) 新株予約権の募集方法
第三者割当方式（全てメリルリンチ日本証券株式会社に割当て）
- (9) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式20,000株とする。
但し、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (10) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金額は、当初57,640円とする。
- (11) 行使価額の修正
本新株予約権の各行使請求の効力発生日の前日まで（当日を含む。）の3連続取引日（但し、終値のない日は除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。本新株予約権のいずれかの行使にあたって価額修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。
- (12) 行使価額の調整
当社は、当社が本新株予約権の発行後、当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、行使価額を調整する。
- (13) 本新株予約権を行使することができる期間
平成19年10月16日から平成21年10月16日までとする。

3. 株ガーラ総合研究所の解散について

当社は、平成19年11月28日の取締役会において、当社グループの企業再編の一環として、国内事業の再構築にともない同社を解散することといたしました。

- (1) 商号
株式会社ガーラ総合研究所
- (2) 事業内容
インターネットにおけるロコミに関する研究・調査・分析を行い、当社グループのシンクタンクとしてビジネスをサポート
- (3) 持分比率
100%
- (4) 解散時期
平成20年1月下旬予定
- (5) 子会社の状況（平成19年9月30日現在）

総資産	23,796千円
総負債	4,071千円
資本金	30,000千円
繰越利益剰余金	△10,274千円
純資産	19,725千円
- (6) 当該解散による会社の損失見込額
中間会計期間末日における同社株式に係る評価損10,274千円を特別損失に計上しております。
なお、当該評価額以外の損失は軽微と見込んでおります。
- (7) 当該解散が営業活動等へ及ぼす影響
当該解散が営業活動等へ及ぼす影響は軽微と見込んでおります。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第14期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 平成19年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

訂正報告書(上記(1)有価証券報告書の訂正報告書)を平成19年6月29日関東財務局長に提出。

訂正報告書(上記(1)有価証券報告書の訂正報告書)を平成19年12月20日関東財務局長に提出。

(3) 有価証券届出書及びその添付書類(参照方式)

有価証券届出書(新株予約権証券)を平成19年9月28日関東財務局長に提出。

有価証券届出書(第三者割当増資)を平成19年9月28日関東財務局長に提出。

(4) 有価証券届出書の訂正届出書

訂正届出書(上記(3)有価証券届出書(新株予約権証券)の訂正届出書)を平成19年10月4日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月11日

株式会社ガーラ
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鳥野 仁 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦 士 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況に記載のとおり、会社は平成14年3月期以降、重要な営業損失及び重要な経常損失を継続的に計上している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提に作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。
2. 会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間より、ストック・オプション等に関する会計基準を適用しているため、これらの会計基準により中間連結財務諸表を作成している。
3. 重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は平成18年10月2日及び平成18年10月21日にNFLAVOR CORP株式を追加取得し、子会社としている。
4. 重要な後発事象2.に記載されているとおり、平成18年10月6日に子会社であるGALA-NET, INCがGALA-NETWORKS EUROPE LTDを出資設立している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社ガーラ
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鳥野 仁 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦 士 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の間接連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載のとおり、会社は平成14年3月期以降、重要な営業損失及び重要な経常損失を継続的に計上している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提に作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は平成19年12月3日を期日として会社分割によりデータマイニング事業部門を分社化している。
3. 重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は平成19年10月15日に第三者割当増資及び新株予約権の発行を実施している。

4. 重要な後発事象3. に記載されているとおり、平成19年11月28日開催の取締役会において、子会社である株式会社(株)ガーラ総合研究所の解散を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月11日

株式会社ガーラ
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 烏野 仁 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦 士 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ガーラの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況に記載のとおり、会社は平成18年3月期に引き続き、重要な営業損失及び重要な経常損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提に作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。
2. 会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より、ストック・オプション等に関する会計基準を適用しているため、これらの会計基準により中間財務諸表を作成している。
3. 重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は平成18年10月2日及び平成18年10月21日にNFLAVOR CORP株式を追加取得し、子会社としている。
4. 重要な後発事象2.に記載されているとおり、平成18年10月6日に子会社であるGALA-NET, INCがGALA-NETWORKS EUROPE LTDを出資設立している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社ガーラ
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 烏野 仁 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 敦 士 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガーラの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ガーラの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載のとおり、会社は平成18年3月期以降、重要な営業損失及び重要な経常損失を継続的に計上している状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提に作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は平成19年12月3日を期日として会社分割によりデータマイニング事業部門を分社化している。
3. 重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は平成19年10月15日に第三者割当増資及び新株予約権の発行を実施している。

4. 重要な後発事象3. に記載されているとおり、平成19年11月28日開催の取締役会において、子会社である株式会社ガーラ総合研究所の解散を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。